●実地指導における主な指摘事項等について

**資料２**

　①従業員の員数について

【事例】

　・サービス提供日に生活相談員、介護職員が不在又はサービス提供時間数に応じた配置と

　なっていない日があった。

【解説】

　・生活相談員については、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員が

　勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間

　数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数を配置しなければならない。

　　★サービス提供時間数（開始時刻から終了時刻まで）に応じて、専ら地域密着型通所介護

　　サービスの提供に当たる生活相談員が１名以上確保されること。

　　（単位、従業員の員数にかかわらず）

　・介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに当該指定地域密着型通所介護

を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所

介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が利用者の数が１５人までの

場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除し

て得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

１０人以下の場合、単位ごとに看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護

を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時

間数で除した得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

　　★サービス提供時間数（平均提供時間数）に応じて、専ら地域密着通所介護サービスの

　　提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること。（従業員の員数にかかわらず）

　　　利用者数が１５人まで・・・１人　平均提供時間数＝勤務延時間数

　　　利用者数が１６人以上・・・１５人を超える部分の利用者の数を５で除した数＋１。

　　　　　　　　　　　　　　　　これに平均提供時間数を乗じた時間の勤務延時間数分

　　　　　　　　　　　　　　　　の人員配置が必要

　　　※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

（例）利用者数１８人、提供時間数５時間の場合

　　　（１８－１５）÷５＋１＝１．６　　確保されるために必要な介護職員

従業員の員数にかかわらず、５×１．６＝８時間の勤務延時間数分の

人員配置が必要

　　　★介護職員は常時１人以上従事させること

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号）第２０条

　　・指定基準でサービス種類別に定めている人員は、最低限の人員配置です。必ず基準以上の配置

　　をしてください。**※人員基準欠如により減算となる場合がありますので留意してください。**

　　・一定の資格が必要な職種の配置に当たっては、資格の確認を確実に行うとともに、有効期間の

　　ある資格については、更新時に再度、有資格者であるかの事実を確認し、資格証の写し等を保存

　　しておいてください。

（１）

　②勤務体制の確保等について

【事例】

　・他の職種と兼務している従業員について、それぞれの職種に従事している勤務時間を

　勤務形態一覧表に明確に記載していない。

【解説】

　・指定地域密着通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供で

　きるよう、指定地域密着型通所介護事業者ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなけれ

　ばならない。

　　★月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、

　　看護職員、介護職員及び機能訓練員の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要が

　　ある。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号）第３０条

　　・当該事業所内で職種を兼務している従業者については、それぞれの職種ごとの勤務状況を分け

て記載してください。また、他の事業所との兼務や有料老人ホームサービス付き高齢者向け住宅

の従業者を兼務している場合は、**それぞれの勤務状況を明確に区分し、同時並行的な勤務となら**

**ないように留意してください**。

　③記録の整備について

【事例】

　・実際に勤務しているにもかかわらず、出退勤の記録がない、タイムカード及び勤務形態

　一覧表で確認できない事例があった。

【解説】

　・指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し

　ておかなければならない。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号）第３６条

　　・従業者の出退勤記録がない場合、従業者の勤務の実態が不明確であり、人員基準が満たされて

　　いるか確認できません。法人役員、管理者等であっても、基準上必要な職種である場合は、人員

　　の充足を挙証できるようタイムカード又は出勤簿などの出勤・退勤がそれぞれの時間が記された

　　記録を作成してください。

　　　また、出勤・退勤がそれぞれの時間は、実際の時間を記録してください。

（２）

　④掲示について

【事例】

　・事業所内に、運営規程の概要、当月の従業者の勤務形態一覧表、最新の重要事項等の掲

示がされていなかった。

【解説】

　・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、

　運営規程の概要、指定地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー

　ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号）第３７条で

準用する第３条の３２

　⑤地域密着型通所介護計画の作成について

【事例】

　・地域密着型通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得

　ていない。

　・地域密着型通所介護計画に具体的なサービスが記載されていない。

　・地域密着型通所介護計画の実施状況について、評価を行っていなかった。

【解説】

　・指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たって

　は、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該地域密着型

　通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

　・指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の状況、希望及びその置かれている

　環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

　等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

　・地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとと

　もに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号　第２７条

　　・地域密着型通所介護計画の目標や内容については、利用者・家族等に理解しやすい方法で説明

　　し、必ず同意を得た上で当該計画を交付してください。この説明と同意はサービス内容等への利

　　用者等の意向を反映する機会を保障するものです。

　　　また、サービスの実施状況、目標の達成状況の記録を行うとともに、その評価についても利用

　　者・家族等に説明を行ってください。

（３）

　⑥２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱いについて

【事例】

　・２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定する理由が、記載されてい

　なかった。

【解説】

　・２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況

　から長時間のサービスが困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結び

　つけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が

　困難と考えられる場合に限られている。

　　上記の地域密着型通所介護の単位数を算定する利用者については、やむを得ない事情につ

　いて、地域密着型通所介護計画に明示しておくこと。

　なお、２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来

　の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当でなく、利用者の日常生活動作

　などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきであるべきものに留意す

　ること。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防

　サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平

　成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３

　３１０１８号 第２の３の２（２）

　⑦秘密保持について

【事例】

　・サービス提供にあたり、利用者家族の個人情報を用いているが、当該家族の同意を文書で

得ていない。

【解説】

　・利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合

　は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号）第３７条で準

用する第３条の３３

　　・利用者のみならず、原則、個人情報を利用する家族全員から同意を得ることが望ましいですが、

家族全員から同意を得ることが現実的に難しい場合は、利用者家族一名の方に家族代表として

同意をもらい、当該家族員からの同意を得たものと取り扱っても差し支えありません。

　　・同意書様式で、「代理人」の欄で家族からの同意を得ている事例が見受けられますが、「代理

　　人」は「利用者の代理人」としての同意となりますので、同意書様式には「利用者」「代理人」

　　「家族代表者（続柄　　）」の欄を設けるようにしてください。

（４）

　⑧人権擁護

【事例】

　・従業者に対し、人権擁護に関する研修が実施されていなかった。

【解説】

　・指定地域密着型サービスの事業を行う者は、指定地域密着型サービスの利用者の人権を擁

護するため、指定地域密着型サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとと

もに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

【根拠法令】

　紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第６条（平成25年3月22日条例第1号）

　⑨地域との連携について

【事例】

　・運営推進会議を開催していなかった。

【解説】

　・指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、

　利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員

　又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの

　職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項

　において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に

　対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要

　な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

　　★「地域住民の代表者」については、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考

えられる。

　　★「地域密着型通所介護について知見を有する者」については、具体的には「社会福祉士・

　　　介護福祉士・介護支援専門員等の高齢者福祉・介護に係る資格を有する方」「地域の医療

　　　関係者（医師、看護師、保健師等）」「介護保険に係る他事業所の職員」「高齢者福祉や介

　　　護保険制度等に関する学識経験者」等が考えられる。

【根拠法令】

　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日

厚生労働省令第３４号、今回改正；平成３０年１月１８日厚生労働省令第４号）第３４条

（５）